

公立鳥取環境大学 SDGs オンライン講座映像制作業務委託

公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、公立鳥取環境大学 SDGs オンライン講座映像制作業務（以下「本業務」という。）の実施にあたり、公募型プロポーザル方式により本業務を委託する高度な技術力、経験、実績を有する優れた事業者（以下「事業者」という。）を選定するために必要な事項を定めるものです。

2 委託業務名

公立鳥取環境大学 SDGs オンライン講座映像制作業務

3 委託業務内容

別紙「公立鳥取環境大学 SDGs オンライン講座映像制作業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

4 委託期間

契約締結日から令和4年1月31日（月）まで

5 提案見積額の上限額

金3,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 プロポーザル参加資格要件

本公募型プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- (1) 単独の法人又は複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成30年鳥取県告示第519号に基づく競争入札参加資格又は令和元年鳥取市告示第210号に基づく競争入札参加資格を有する者であること。
- (4) 鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成30年4月施行）及び鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成27年4月施行）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。

- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人又は共同体でないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 過去3年以内に大学、短期大学、専修学校若しくは地方公共団体から本業務と同種の業務を受託し、完了した実績を有する者であること。
- (10) コンソーシアムを結成する場合は、代表者を含むコンソーシアムの構成員が上記(2)から(9)の要件を満たすこと。また、コンソーシアムの構成員について、次の要件を満たすこと。
 - ① コンソーシアム構成員が単独法人として重複参加する者でないこと。また、コンソーシアム構成員が他のコンソーシアム構成員として重複参加する者でないこと。
 - ② コンソーシアム構成員に、過去3年以内に大学、短期大学、専修学校若しくは地方公共団体から本業務と同種の業務を受託し、完了した実績を有する者が含まれること。

7 スケジュール及び参加手続き等

公募から事業者選定までのスケジュールは、以下のとおりです。

項 目	日 程
① 企画提案募集開始（公告）	令和3年7月1日（木）
② 質問書提出期限	令和3年7月12日（月） 午後5時必着
③ 質問書回答期限	令和3年7月15日（木）
④ 参加意向表明書提出期限	令和3年7月26日（月） 午後5時必着
⑤ 企画提案書等提出期限	令和3年8月11日（水） 午後5時必着
⑥ 選考会	令和3年8月中旬～下旬（予定）
⑦ 選考結果の通知・公表	令和3年8月下旬（予定）
⑧ 業務委託契約締結	令和3年9月上旬以降（予定）

(1) 実施要領等のダウンロード

実施要領等は、本学公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

本学公式ウェブサイト URL: <https://www.kankyo-u.ac.jp/about/publicoffering/bid/>

(2) 実施要領等に関する質問書の受付及び回答の公表

本プロポーザルに関する説明会は実施しないため、疑問点等は以下のとおり受け付けます。

① 質問書受付期間

令和3年7月1日（木）から令和3年7月12日（月）の午後5時まで。（※必着）

② 質問書提出方法

質問事項がある場合は、「14 担当窓口」宛に、質問書（様式第1号）を電子メールに添付し送信してください。

※メール送信した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

※メール送信の件名は、「プロポーザルに関する質問（事業者名）」と記載してください。

③回答

質問に対する回答は、令和3年7月15日（木）午後5時までに、順次、本学公式ウェブサイトで公開します。なお、電話及び口頭による個別の対応は行いません。
本学公式ウェブサイト URL: <https://www.kankyo-u.ac.jp/about/publicoffering/bid/>

(3) 参加意向表明書の受付

①受付期間

令和3年7月1日（木）から令和3年7月26日（月）の午後5時まで（※必着）

②提出方法

「14 担当窓口」宛に、参加意向表明書（様式第2号）を電子メールに添付し送信してください。

※メール送信した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

※メール送信の件名は、「プロポーザル参加意向（事業者名）」と記載してください。

(4) 参加の届出及び企画提案書等の提出

①受付期間

令和3年7月1日（木）から令和3年8月11日（水）の午後5時まで。（※必着）

②提出方法

「14 担当窓口」に書留郵便や宅配便等で配達記録が残る形で提出してください。

③提出書類等

	提出書類等	注意事項
①	参加届出書兼誓約書	様式第3号<1部>
②	提案書	自由様式<10部> ●A4サイズ（A3サイズを使用する場合は、方袖折りとすること。）縦型横書き（縦長綴じ）、片面カラー印刷とし、ページ番号を付してください。 ●映像については、本学が例題として指定する別紙「シナリオ例」をもとに、イラスト、絵コンテ、写真、図表等を用いながら、映像全体の構成及び台本、各パートの詳細を分かりやすく記述し、最終的な映像がイメージできるよう落とし込んでください。また、映像制作に際して視聴者を引き付けるための手法や特徴的な映像編集の技術等について提案し記述して下さい。 ●キャッチコピー及びロゴマークについては、これまでの制作実績を含めながら、制作工程についての説明をわかりやすく記述してください。

③	業務工程表	自由様式<10部> 仕様書記載の業務の内容ごとのスケジュールを記載してください。
④	履歴事項全部証明書	応募の3か月以内に発行されたもの<1部> ※コンソーシアムの場合は、代表幹事社のみ
⑤	業務経歴書（過去3年間）	様式第4号<10部>
⑥	実施体制調書	様式第5号<2部>
⑦	配置予定者調書	様式第6号<2部>
⑧	見積書	任意様式<2部> 仕様書記載の業務（4（1）ア）については、以下の費用（4項目）に分類し、さらにその内訳を記載してください。 ・事前準備費（絵コンテ制作費、台本制作費等） ・撮影費（撮影に係る人件費、機材費等） ・編集費（デザイン制作費、テロップ制作費、ナレーション費用等） ・その他費用（上記に3項目に区分できない費用） 仕様書記載の業務（4（1）イ・ウ）については、以下の費用（3項目）に分類し、さらにその内訳を記載してください。 ・企画及びデザイン費 ・修正費 ・その他費用

(5) 本プロポーザル参加に際しての注意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ア 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- イ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ウ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 実施要領に違反すると認められる場合
- カ 他の参加者と応募提案の内容又はその意志について相談を行った場合
- キ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

②複数提案の禁止

参加者は、複数の提案書の提出はできません。

③提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めません（軽微なものを除く。）。

④返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑤費用負担

企画提案書の作成・提出等、本プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑥その他

ア 参加者は、企画提案書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものとします。

イ 企画提案書等に記載された内容については、見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなします。

ウ 提出された企画提案書等は、鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）及び鳥取市情報公開条例（平成 11 年鳥取市条例第 1 号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書等の提出後に辞退をする場合は、選考会の前日正午までに、「14 担当窓口」宛に「辞退届（様式第 7 号）」を電子メールに添付し送信してください。

※メール送信した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

※メール送信の件名は、「プロポーザルに関する辞退届（事業者名）」と記載してください。

オ この実施要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、公立大学法人公立鳥取環境大学会計規則（平成 24 年鳥取環境大学規程第 55 号）等関係法令等の定めるところによります。

8 選考会の設置

(1) 選考会の名称

公立鳥取環境大学 SDGs オンライン講座映像制作業務プロポーザル選考会

(2) 構成人数等

選考委員の数は 7 名以内とし、公立鳥取環境大学広報委員会規程（平成 24 年鳥取環境大学規程第 21 号）で定める委員をもって充てることとします。

(3) 選考の進め方

企画提案書等の提出書類、提案者からのプレゼンテーション（映像制作実績の紹介も含む）及び提案者との質疑応答を受けて、選考要領に基づいて評価・選考します。

9 選考基準及び選考方法

(1) 選考基準

提案内容について、次の項目を選考する。各項目の配点は〔 〕内記載のとおり。

①質的側面〔50点〕

ア 映像について視聴者を強く引き付け興味・関心を高める工夫がなされているか。

イ キャッチコピー及びロゴマークが映像の内容や本学のイメージにふさわしいか。

ウ 本業務の趣旨及び仕様を反映した内容となっているか。

②業務遂行力〔20点〕

ア 本業務に必要な実施体制が整えられているか。

イ 業務完了までの進行管理は万全か。

③実績（過去の同種業務において、豊富かつ良好な経験・実績を有しているか）〔20点〕

④事業費の妥当性（事業費の積算内訳は適切であるか）〔10点〕

（2）選考方法

各選考委員が選考票（様式第8号）に基づいて個別に評価採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して行うとともに、順位点の方法による採点を行い、これらの方法による順位の結果が異なる場合は、順位点の方法による順位を優先します。また、同点の提案者が複数となった場合には、選考委員の多数決で順位を決定します。なお、選考にあたっては最低基準を設けるものとし、その基準点を上回ることを要件とします。

（3）最低基準

各選考委員の採点合計（700点満点）が、420点以上（6割）以上であることを契約協議の最低基準とし、採点合計が420点未満の提案者は契約協議の対象としません。

（4）応募者が1者の場合の取り扱い

各選考委員の採点合計が最低基準を満たす場合は、当該提案者を契約の候補者とします。

（5）選考会（プレゼンテーション）の実施

①開催日 令和3年8月中旬～下旬（予定）

②開催場所 本学（予定）

③注意事項

ア 開催日時、場所及び各参加者のプレゼンテーション開始時間は、後日、対象者に通知します。

イ 順番は、参加申込書の受付順とします。

ウ 参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。

エ 指定の時間に遅れた場合は、審査対象になりません。

オ ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため必要がある場合は、プレゼンテーションの実施を行わず書面での審査、あるいは、遠隔ウェブ会議システム等を使用したプレゼンテーションとするなどの措置を講じる場合があるものとし、その場合は対象者に別途連絡します。

（6）選考結果の通知及び公表

選考結果は、令和3年8月下旬（予定）に該当の参加者に文書にて通知するとともに、本学公式ウェブサイト上で公表します。なお、選考結果に係る質問や異議は一切受け付けません。

10 契約に関する留意事項

（1）契約の締結

決定した最優秀提案者と本学が協議し、本業務に係る仕様を確定させたいうで、契約を締結します。

なお、決定した最優秀提案者と本学との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、選考結果において総合評価が次に高い参加者と協議を行います。また、この実施要領に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度協議のうえ、

決定することとします。

(2) 権利の帰属

本事業により新たに制作した制作物（データ、ウェブサイト、イラスト、写真、文章、デザイン物、プログラム等）の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から 28 条に定めるすべての権利を含む。）は、本学に譲渡するものとし、本学はこれらの制作物を無償で自由に二次利用できるものとし、

1 1 業務の適正な実施に関する事項

(1) 関係法令の遵守

事業者は、関係法令を遵守して本業務を適正に実施してください。

(2) 業務の再委託の禁止

事業者が行う本業務を第三者に委託すること又は請け負わせることはできません。

(3) 個人情報保護

事業者が本業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、鳥取県個人情報保護条例（平成 11 年鳥取県条例第 3 号）、鳥取県個人情報保護条例施行規則（平成 11 年鳥取県規則第 63 号）、鳥取市個人情報保護条例（平成 14 年鳥取市条例第 31 号）及び鳥取市個人情報保護条例施行規則（平成 15 年鳥取市規則第 1 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失の防止その他個人情報の保護に努めてください。

(4) 守秘義務及び受託者の責任

事業者は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者の他に漏らし、又は本業務の履行のため以外の目的に使用してはなりません。このことについては、契約期間が終了した後であっても同様とします。万一、受託者の責に帰す情報漏えいが発生した場合は、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理しなければなりません。

事業者の雇用人が、異動、退職等により業務を離れる場合については、受託者はその者に対し取得情報を秘匿させなければなりません。

(5) 立入検査等

本学は本業務の執行を適正に期するため必要があるときは、事業者に対して報告させ、又は事務所等に立ち入り、関係帳簿類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合があります。本業務終了後も同様とし、これにより発生する事業者の経費は事業者の負担とします。

1 2 業務の継続が困難となった場合の措置について

契約期間中に、事業者による本業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとします。

(1) 事業者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

事業者の責に帰すべき事由により本業務の継続が困難となった場合、本学は委託業務契約の解除を行います。この場合において本学に生じた損害は、事業者が賠償するものとし、

(2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、本学及び事業者双方の責に帰すことができない事由により本業務の継続が困難となった場合は、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合は、それぞれ事前に書面で通知することにより、本業務契約を解除できるものとします。

13 その他

本業務開始前までの期間に、事業者の候補者として決定された者又は事業者（以下「事業者等」という。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、事業者の候補者としての決定の取り消し又は事業者との本業務契約の解除を行います。

また、決定の取り消しとなった場合は、選考結果において評価点が次に高い参加者を委託の候補者として選定することとします。

- ① 応募資格を失った場合又は応募資格がないことが判明した場合
- ② 提出した書類に虚偽又は不正の記載があることが判明した場合
- ③ 実施要領において示した条件に反した場合又は著しく逸脱した場合
- ④ 事業者等が社会的に非難される事件を起こした場合
- ⑤ 事業者等が倒産し、又は解散した場合
- ⑥ 資金事情の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められる場合
- ⑦ 正当な理由なくして契約の締結に応じない場合
- ⑧ その他事業者に指定することが不可能となった場合又は著しく不相当と認められる事情が生じた場合

14 担当窓口

公立大学法人公立鳥取環境大学 入試広報課 担当 大坪

〒689-1111

鳥取県鳥取市若葉台北一丁目1番1号

TEL 0857-38-6720

FAX 0857-38-6709

電子メールアドレス nyushi@kankyo-u.ac.jp

(展開①・導入)

今回は17の開発目標の中でも以下の2つの目標に関連する内容について高校生の皆さんへお話ししたい。

○開発目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

○開発目標15 陸の豊かさを守ろう

間伐材や製材所から出る木くずなどを燃料として発電されていることを紹介

(取組を行っている企業等の映像や写真、図を交え、解説していく)

(展開②・解説)

木質バイオマスが注目される理由は

木質バイオマスは、環境には良い 資源の有効活用につながる 固定価格買取制度の対象 安定的に発電することができる 中山間地の活性化につながる など一般的に言われている

(取組を行っている企業等の映像や写真、図を交え、解説していく)

(展開③・課題1)

木質バイオマスのデメリットは？

初期費用、燃料の調達コスト、発電だけでは効率が悪い、木材資源の取り合いが懸念される、など デメリットとされる例を 映像や写真、図を用いて説明

この他にもないか調べてみよう (映像を見た後の高校での学びにつなげてもらう)

(展開④・課題2)

木質バイオマスのデメリットを抑えた実現可能な具体的な方法は？

自社調達によるコスト削減、地域に根差したライン形成 (間伐材の運搬、加工、燃料としての利用までをスムーズに行う) などが考えられる

もっと具体的にどんなことが考えられるか深めてみよう (映像を見た後の高校での学びにつなげてもらう)

(展開⑤・おわりに)

今後の学びを示唆

- ・バイオマスに燃料に用いられる種類は他にもあるので調べてみよう (レストランから出る廃油、下水汚泥や家畜糞尿、パームヤシ殻なども 木材と石炭の混合燃料から始めることも一つの選択肢)
- ・他の再生エネルギーと比較してみよう (太陽光、風力発電より天候に左右されない)
- ・国の政策も調べてみよう (国家予算などをもとに)
- ・SDGs を学ぶ高校生への一言メッセージ
現在の日本、世界の現状に目を向けながら、一個人の生活の営みあるいは一企業の経済活動を継続していける実現可能な方策を探求していこう